

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、その次)

変更後の第五次鳥獣保護事業計画の内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課、鳥取県鳥取地方農林振興局林業課、鳥取県八頭地方農林振興局林業課、鳥取県倉吉地方農林振興局林業課、鳥取県米子地方農林振興局林業課及び鳥取県日野地方農林振興局林業課に備え置いて縦覧に供する。)

目 次

◆告 示 第五次鳥獣保護事業計画の変更

鳥獣保護区の設定

休猟区の設定

銃猟禁止区域の設定

告 示

鳥取県告示第九百十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノハ第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十一号

第五次鳥獣保護事業計画を変更したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノニ第四項の規定により公表する。

昭和六十一年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
千代川流域 鳥獣保護区	鳥取市安長地内の国道九号の八千代橋東詰 を起点とし、同所から県道田島片原線を南方 に進み、市道西品治行徳線に至り、同市道を 更に南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の東詰 を起点とし、同所から県道田島片原線を南方 に進み、市道西品治行徳線に至り、同市道を 千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、	昭和六十一年 十一月一日か ら昭和七十一 年十月三十一 日まで	六四一ヘ クタール

区 蒲生休獵	名 称	鳥取県告示第九百十三号	県道鳥取河原自転車道線に至り、同県道を更に南方に進み、大路川左岸河口部千代川堤防に至り、同堤防を南方に進み、国道五十三号に至り、同国道を南方に進み、鳥取市と河原町との境界に至り、同境界を南西に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、県道長谷鳥取線に至り、同県道を更に北方に進み、国道九号に至り、同国道を東方に進み起点に至る線に開まれた一円の地域
要地方道鳥取国府岩美線との交差点を起点と	区 域	昭和六十一 年十一月一 日	鳥取県知事 西 尾 邑 次
岩美郡岩美町大字蒲生地内の国道九号と主	存 續 期 間		
十一月一日か 八ヘクタ	面 積		

区 小畠西休	左近休獵	岩美郡福部村大字細川地内の県道池谷福部停車場線と県道福部停車場線との交差点を起 点とし、同所から県道福部停車場線を北西に進み、国道九号に至り、同国道を北東に進み、	昭和六十一 年十一月一日か ら昭和六十四 年十月三十一 日まで	八ヘクタ 一、〇三 ール
獵区 八頭郡八東町大字才代地内	右	八頭郡八東町大字才代地内	昭和六十一 年十一月一日か ら昭和六十四 年十月三十一 日まで	九〇〇ヘ クタール
要地方道鳥取国府岩美線との交差点を起点と	右	八頭郡八東町大字才代地内	昭和六十一 年十一月一日か ら昭和六十四 年十月三十一 日まで	九〇〇ヘ クタール

尾際休耕区	八頭郡佐治村大字余戸地内の県道江府中和用瀬線と村道余戸線との交差点を起点とし、同所から同村道を西方に進み、県道返余戸線に至り、同県道を南方に進み、山道（通称八本越線）に至り、同山道を西方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、県道江府中和用瀬線に至り、同県道を北東及び東方に進み起點に至る線に囲まれた一円の地域	昭和六十一年 十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで	一、四六 三へクタール
三谷休耕区	八頭郡河原町大字釜口地内の河原町と用瀬町との境界と国道五十三号との交点を起点とし、同所から同国道を北方及び北西に進み、町道高津原線に至り、同町道を北西に進み、県道本鹿高福線に至り、同県道を北方に進み、国道五十三号に至り、同国道を北方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を東方に進み、町道稻常徳吉線に至り、同町道を北方に進み、県道河原郡家線に至り、同県道を北西に進み、町道河原内通寺線に至り、同町道を北東に進み、鳥取市と河原町と	昭和六十一年 十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで	一、四〇 〇ヘクタール

余川休憩区	東伯郡三朝町大字笏賀地内の県道木地山倉吉線と町道笏賀本谷線との交差点を起点として、同所から同県道を南東に進み、町道福吉線に至り、同町道を南東に進み、県道木地山倉吉線に至り、同県道を南方に進み、国道百七十九号に至り、同国道を西方及び北方に進み、山道（通称陽東越し）との交差点に至り、同山道を東方に進み、農道に至り、同農道を北東に進み、町道笏賀本谷線に至り、同町道を北東及び北方に進み起点に至る線に閉まれた一円の地域	河原町と郡家町との境界に至り、同境界を西方及び南方に進み、河原町と船岡町との境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、河原町と用瀬町との境界に至り、同境界を南西及び西方に進み起点に至る線に閉まれた一円の地域
笛ヶ平休憩区	東伯郡関金町大字明高地内の主要地方道倉吉江府溝口線と町道野添一号との交差点を起点とし同所から同町道を西方に進み、町道小泉線に至り、同町道を西方及び南西に進み、林道との接点に至り、同点から同林道を南西に進み、国有林六十林班に至り、同林班の外周	東伯郡三朝町大字笏賀地内の県道木地山倉吉線と町道笏賀本谷線との交差点を起点として、同所から同県道を南東に進み、町道福吉線に至り、同町道を南東に進み、県道木地山倉吉線に至り、同県道を南方に進み、国道百七十九号に至り、同国道を西方及び北方に進み、山道（通称陽東越し）との交差点に至り、同山道を東方に進み、農道に至り、同農道を北東に進み、町道笏賀本谷線に至り、同町道を北東及び北方に進み起点に至る線に閉まれた一円の地域
日まで	昭和六十一年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで	昭和六十一年十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで
日まで	二、〇〇五ヘクタール	二、〇〇五ヘクタール

会見西伯 休獵区	<p>西伯郡西伯町大字福頼地内の県道西伯根雨 線と県道福頼市山伯耆大山停車場線との交差 点を起点とし、同所から県道福頼市山伯耆大 山停車場線を東方及び北方に進み、県道溝口 伯太線に至り、同県道を東方及び南東に進 み、町道池野線に至り、同町道を南方に進み、 農村総合整備モデル事業の鶴田地区ば場整備 に伴う農道に至り、同農道を南方に進み、林 道二部越線に至り、同林道を南東に進み、会 見町と溝口町との境界に至り、同境界を南方 に至り、同県道を南西及び北西に進み起点に 至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和六十一年 十一月一日から昭和六十四年十月三十一日まで ○ヘクタール</p>
-------------	--	--

深山口休 殖区	日野郡江府町大字俣野地内の県道上徳山俣 野江府線と林道木地河原線との交差点を起点 とし、同所から同県道を東方に進み、深山口 川に至り、同川の左岸を上流に進み、切詰山 川に至り、切詰山川の左岸を上流に進み、國 有林千十林班に至り、同林班と民有林との境 界を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に 至り、同境界を南方、南西及び西方に進み、國 有林千十三林班と同千十四林班との境界に 至り、同境界を北東に進み、尾上ノ原川に至 り、同川の右岸を下流に進み、林道木地河原 線に至り、同林道を北西に進み起点に至る線 に囲まれた一円の地域	昭和六十一年 十一月一日か クタール
砥波休獵 区	日野郡日南町上石見地内の主要地方道新見 日南線と県道上石見黒坂停車場線との交差点 を起点とし、同所から同主要地方道を北西及 び北方に進み、町道松本線に至り、同町道を 北東に進み、町道大原線に至り、同町道を東 方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、 同県道を南方及び南西に進み起点に至る線に 囲まれた一円の地域	昭和六十一年 年十月三十一 日まで
来伯太日南線と県道横田伯南線との交差点を 起点とし、同所から同県道を西方及び南西に	昭和六十一年 十一月一日か クタール	昭和六十一年 年十月三十一 日まで
昭和六十一年 十一月一日か クタール	一、二二 〇ヘクタ ール	一、六六 〇ヘクタ ール

進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境 界を北方及び北東に進み、主要地方道安来伯 太田南線に至り、同主要地方道を南方及び南 西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	年十月三十一 日まで
鳥取県告示第九百十四号	一円の地域
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定 に基づき、次とのおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関 スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条の規定に おいて準用する同規則第二十六条の規定により告示する。	年十月三十一 日まで
昭和六十一年十一月一日	年十月三十一 日まで
鳥取県知事 西 尾 邑 次	年十月三十一 日まで
本庄銃猟 禁止区域	年十月三十一 日まで
岩美郡岩美町大字岩本地内 の国道百七十八 号の岩本橋東詰を起点とし、同所から町道岩 本七号を南東に進み、蒲生川右岸の堤防に至 り、同堤防を南東に進み、国道九号に至り、 同国道を西方に進み、町道本庄岩本線に至り、 同町道を北西に進み、国道百七十八号に至り、 同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた	年十月三十一 日まで
区 域	年十月三十一 日まで
存続期間	年十月三十一 日まで
面 積	年十月三十一 日まで
被塚銃猟 禁止区域	年十月三十一 日まで
日野川銃 猟禁止区 域	年十月三十一 日まで
米川頭首工（堰堤）から下流の日野川河川 区域及び法勝寺川下流にかかる米川頭首工管 理橋から下流の法勝寺川河川区域	年十月三十一 日まで
域	年十月三十一 日まで
二五ヘク タール	年十月三十一 日まで
昭和六十一年 十一月一日か ら昭和七十一 年十月三十一 日まで	年十月三十一 日まで